

予算決算委員会（全体会）

期日：令和2年8月4日(火)
本会議休憩中
場所：議場

1 開会

2 委員長挨拶

3 執行機関挨拶

4 議案審査

(1) 議案第72号

令和2年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案

【別紙 補足説明資料】

(2) 議案第73号

令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案

5 閉会

令和2年度一般会計補正予算(第6号)案について

R2.8.4 予算決算委員会(全体会)
議案第72号 補足説明資料

1 補正額 1,229,800 千円

2 主な内容

- ・「新しい生活様式」定着支援事業 330,597千円
- ・病院群輪番制病院運営事業 32,375千円
- ・飯田市新生児育児応援支援金事業 38,794千円
- ・小中学校夏休み短縮、スクールサポートスタッフの配置に伴う人件費の増 14,432千円
- ・新型コロナウイルス対策資金 210,150千円
- ・在宅当番医事業 17,451千円
- ・市民バス等運行業務費 23,496千円
- ・地域支えあいプレミアム商品券事業 64,505千円
- ・休日夜間急患診療所運営費 4,380千円

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
15 国庫支出金	18,199,110	1,223,669	19,422,779	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 992,119千円 公立学校情報機器整備費補助金 207,801千円 学校保健特別対策事業費補助金 18,859千円 住居確保給付金負担金 3,762千円 母子保健医療対策総合支援事業補助金 1,100千円 文化芸術振興費補助金 128千円
16 県支出金	3,491,623	63,135	3,554,758	地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金 32,252千円 保育所等感染拡大防止対策事業補助金 30,985千円
19 繰入金	1,698,916	△ 70,000	1,628,916	財政調整基金繰入金
20 繰越金	1,099,547	△ 259	1,099,288	純繰越金
21 諸収入	2,905,797	13,255	2,919,052	包括医療協議会町村負担金 13,099千円 学校臨時休業対策費補助金 156千円
歳入合計	61,312,526	1,229,800	62,542,326	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
02 総務費	15,853,942	50,465	15,904,407	57,333			△ 6,868	飯田市新生児育児応援支援金事業 38,794千円 市民バス等運行業務費 23,496千円 徴収費 550千円
03 民生費	15,653,230	116,345	15,769,575	115,560			785	通所系サービス事業者等感染症拡大防止対策支援事業 81,015千円 民間保育所等施設整備事業 12,500千円 児童館・センター・クラブ運営費 10,500千円 生活困窮者自立支援事業 5,700千円
04 衛生費	4,718,112	58,904	4,777,016	46,156		13,099	△ 351	病院群輪番制病院運営費 32,375千円 在宅当番医制事業 17,451千円 休日夜間急患診療所運営費 4,380千円
05 労働費	823,911	330,597	1,154,508	334,347			△ 3,750	「新しい生活様式」定着支援事業 330,597千円
06 農林水産業費	1,339,765		1,339,765	8,951			△ 8,951	
07 商工費	3,139,893	278,591	3,418,484	443,235			△ 164,644	新型コロナウイルス対策資金 210,150千円 地域支えあいプレミアム商品券事業 64,085千円 サテライトオフィス等開設費用補助金 15,000千円 飯田市学生応援プロジェクト事業 8,000千円
08 土木費	5,205,049	△ 415	5,204,634				△ 415	
09 消防費	1,609,229	5,000	1,614,229	25,000			△ 20,000	災害対策備蓄事業 5,000千円
10 教育費	4,510,521	390,313	4,900,834	256,222		156	133,935	小中学校情報通信技術活用教育推進事業 344,004千円 小中学校教育振興事業費 36,775千円 小中学校会計年度任用職員人件費 14,432千円
歳出合計	61,312,526	1,229,800	62,542,326	1,286,804	0	13,255	△ 70,259	

飯田市新型コロナウイルス感染症 緊急対策事業 【第4弾】

～新しい日常へ ≡ 感染再拡大への備え～

令和2年8月
飯田市

【第4弾】緊急対策事業により行う主な事業 1/2

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」

- 新たな生活様式に適応するための事業所の感染症対策への支援
- 中小企業振興資金「新型コロナウイルス対策資金」の新設
- サテライトオフィス等の開設への支援
- プレミアム商品券の増刷
- 地域公共交通を担う事業者への支援
- 乳幼児健診等の実施に向けた保健センターの設備改修
- 指定避難所等に対する感染防止対策のための備蓄品整備
- スマートフォンを用いた公金収納システムの導入
- 通所系介護サービス事業所等の感染症対策への支援
- 産後ケアを行う事業所の感染症対策への追加支援
- 子育て支援関連施設の感染症対策の強化

【第4弾】緊急対策事業により行う主な事業 2/2

②地域の医療を守る

- 新型コロナ発生下での救急医療体制の維持に向けた支援
- 地域における検査体制の強化
- 第2波、第3波に備えた市立病院の改修

③教育現場への対応

- コロナ禍に対応する学校運営の支援
- 夏休み短縮に伴う会計年度任用職員の勤務時間増加への対応

④個人への支援

- 「飯田市新生児育児応援支援金」の支給
- 飯田市出身の学生応援プロジェクトの継続
- 住民税非課税世帯へのプレミアム商品券の配布
- 住宅確保給付金の支給

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○新たな生活様式に適応するための事業所の感染症対策 への支援（330,597千円）【市】

・事業の継続と再開に向けて、「3密」の回避や「新しい生活様式」に適応した事業形態に取り組む事業所の衛生設備等の導入に対して補助金を交付します。

- 対象者 日常的に対人販売や対人サービスを行っている小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、療術業、運輸業など
- 補助額 1事業所あたり上限10万円(1事業者1回限り)
- 補助率 8/10
- 申請期間 令和2年8月17日～令和2年11月16日

産業振興課
22-4511(内線3511)

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○中小企業振興資金「新型コロナウイルス対策資金」の新設

(210,150千円)【市】

- ・国県が実施している資金繰り支援ではカバーしきれない中小企業の資金需要に対し、新たに市独自の中小企業振興資金を創設することで、市内事業者が資金調達しやすい環境を整えます。

(資金の概要)

- 貸付限度額 5千万円
- 資金の区分 設備資金・運転資金
- 金利 年0.8%
- 貸付期間 設備・運転とも10年以内(据置き2年)

(信用保証料の補助)

- 信用保証料の全額を補助

(利子補給金の補助)

- 補助対象利子 本資金の借入れ当初12月分の支払利子
- 補助額 上記の利子の額の範囲内

金融政策課
59-7161

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○サテライトオフィス等の開設への支援（15,000千円）【市】

- ・業務分散やテレワークなど働き方改革に取り組む企業等がサテライトオフィス等を開設するための経費を補助します。

- 対象者 ① 申請時点で飯田下伊那地域内に拠点がない事業者
② ①の事業者にもオフィスを賃貸する物件所有者

- 補助率 1/2（1物件あたり最大300万円）

工業課
22-4511（内線4433）

○プレミアム商品券の増刷（10,000千円）【県・市】

- ・予定数30,000枚に対し、30,000枚を超える申し込みがあったため、追加分として2,000枚を増刷します。

商業・市街地活性化課
22-4511（内線4650）

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○地域公共交通を担う事業者への支援(23,496千円)【市】

・バス事業者やタクシー事業者が取り組む感染予防対策費を補助します。

■バス事業者 10万円/台 ■タクシー事業者 2万円/台

・広域バス駒場線の過密対策を目的とした増便に対し、補助金を交付します。

■13,000円×2便×200日(10ヶ月分)

リニア推進課
22-4511(内線3310)

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○乳幼児健診等の保健事業の実施に向けた保健センターの 設備改修（3,949千円）【市】

- ・乳幼児健診等を継続的に実施するため、保健センターと県保健センターの環境整備を行います。（エアコン及び網戸設置）

保健課

22-4511（内線5511）

○指定避難所等に対する感染防止対策のための備蓄品整備 （5,000千円）【市】

- ・福祉避難所、指定避難所等の備蓄品を補充します。

危機管理室

22-4511（内線2440）

○スマートフォンを用いた公金収納システムの導入（550千円）【市】

- ・スマートフォン決済による新たな公金収納システムを構築します。

納税課

22-4511（内線5150）

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○通所系介護サービス事業所等の感染症対策への支援

(81,015千円)【市】

- ・通所系介護サービス事業者等が、感染症予防対策を行い、安全安心なサービス提供を継続するために必要な支援を行います。

■対象事業者(市内に住所を有する以下の事業所)

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

長寿支援課
22-4511(内線5750)

○産後ケアを行う事業所の感染症対策への追加支援

(1,100千円)【国】

- ・産後ケアを行う市内の事業所に対し、マスク、消毒液、空気清浄機等を支給します。

保健課
22-4511(内線5511)

①事業者等への支援

「新たな生活様式への対応・感染再拡大への対応」



○子育て支援関連施設の感染症対策の強化

(30,985千円)【県】

- ・保育所、認定こども園、病児保育施設、児童館・児童センター
児童クラブ、地域子育て支援拠点の感染予防対策を強化します。

子育て支援課
22-4511(内線5736)
学校教育課
22-4511(内線3710)

②地域の医療を守る

「安心した医療の提供」



○新型コロナ発生下での救急医療体制の維持に向けた支援

(54,206千円)【定住自立圏の枠組みによる14市町村連携事業】

- ・地域の救急医療体制を維持するため、在宅当番医制・歯科・調剤当番医制、病院群輪番制による医療機関の待機料と休日夜間急患診療所に執務する医師の報酬を増額します。

保健課
22-4511(内線5510)

○地域における検査体制の強化

- ・市立病院へPCR検査装置を導入(7,900千円)【病院事業会計】

○第2波、第3波に備えた市立病院の改修

- ・院内での感染を防ぐため、発熱者用の診察室を玄関横へ設置する(30,000千円)【病院事業会計】

市立病院
22-1255(内線2310)

③教育現場への対応

「感染症拡大への対応」



○コロナ禍に対応する学校運営の支援（44,722千円）【国・市】

- ・感染症対策や児童生徒の学習保障の取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう支援します。
- ・教員が児童生徒の学びの保障に注力できるよう、教室の消毒作業などの業務を支援するスクール・サポート・スタッフを、県の配置事業に追加して小規模校に配置します。

○夏休み短縮に伴う会計年度任用職員の勤務時間増加

への対応（10,974千円）【市】

- ・対象職員：特別支援教育支援員、学校司書、調理員、用務員ほか

学校教育課
22-4511（内線3710）

④個人への支援

「暮らしの安心を支援する」



○飯田市新生児育児応援支援金の支給（38,794千円）【市】

- ・特別定額給付金の基準日（4月27日）後に生まれた方に対し、市独自の子育て支援金を支給します。

給付金の対象となる方

国が定めた特別定額給付金の基準日（4月27日）後に生まれた方
（令和2年4月28日～令和3年4月1日生まれ）

給付額

5万円

市民課
22-4511（内線3915）

○飯田市出身の学生応援プロジェクトの継続（8,000千円）【市】

- ・帰省やアルバイトができなくなった飯田市出身の学生に対して、地元産品等を送り地域ぐるみで学生を支援します。

工業課
22-4511（内線4433）

④個人への支援

「暮らしの安心を支援する」



○住民税非課税世帯へのプレミアム商品券の配布

(54,505千円)【県・市】

- ・令和2年8月1日現在の住民税非課税世帯に対し、生活支援及び消費喚起のため、プレミアム商品券(プレミアム分)を1世帯当たり5千円配布します。

福祉課
22-4511(内線5710)
商業・市街地活性化課
22-4511(内線4650)

○住宅確保給付金の支給 (5,700千円)【国・市】

- ・やむを得ない休業により、収入を得る機会が減少している方など一定の条件を満たしている方に家賃の補助をします。

福祉課
22-4511(内線5710)

【予告】

「今後の飯田市新型コロナウイルス感染症対策」



各地区のまちづくり委員会や、各種団体の皆さんから幅広く実態やご意見をお伺いし、今後の対策を講じていきます。

【参考】 これまで実施してきた主な緊急対策事業



第①弾 ～緊急対応～

108億5,720万円

- 休業要請等に伴う事業者への支援
- 事業者への家賃補助
- 飲食店への支援
- 特別定額給付金の給付
- 子育て世帯臨時特別給付金の給付
- 1人1台タブレット端末の年度内整備
- 地域外来・検査センターの設置及び運営
- 市立病院の資機材整備 など

第②弾 ～産業とくらしの下支え～

5億4,521万円

- 全業種に対して、新たに給付金を支給
- 宿泊業者への特例支援金
- 宿泊業者等に対して、新たに給付金を支給
- 児童扶養手当の上乗せ給付
- 福祉施設等、保育所、医療機関等の感染症対策への支援
- 飯田市出身の学生応援プロジェクト など

第③弾 ～公助から共助へ～

7億1,400万円

- 飯田商工会議所と連携したプレミアム商品券事業による地域消費の喚起
- 「がんばろう飯田！ 応援割宿泊キャンペーン」による観光需要の喚起
- ひとり親世帯に対する臨時特別給付
- 小中学校におけるICT教育推進に向けたネットワーク環境の整備 など

飯田市新生児育児応援支援金事業(案)について

1. 事業の概要

国の特別定額給付金給付事業では、令和2年4月27日(基準日)に飯田市に住民登録されている方が給付の対象であり、基準日後に出生した新生児は給付の対象になりません。

「飯田市新生児育児応援支援金事業」は、コロナ禍において、お子さまが生まれた世帯を対象に、感染への不安を抱きながら育児している心理的負担を緩和して育児に励んでいただくため、また、そのことにより、地域にとっても大切な子どもの健やかな成長を応援するため、支援金を交付するものです。

2. 給付対象者

国の特別定額給付金給付事業の基準日の翌日である令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、飯田市に住民登録をしている新生児(出生後最初の住民登録が飯田市で、申請時においても継続して飯田市民であること)

3. 給付額 新生児一人につき5万円

4. 申請者及び受給者

申請時点において給付対象者の属する世帯の世帯主を申請者とし、申請者の口座へ給付します。

5. 申請方法

既に出生している対象者の場合、準備が整い次第、対象者の属する世帯の世帯主にお知らせをします。これから生まれる子の場合は、出生届の提出時等にご案内します。

申請者は申請書に必要事項を記入の上、添付書類を同封し返信用封筒で申請します。

6. 申請期限 令和3年4月30日(金曜日)

7. 予算

歳入

千円

款	項	目	節	金額	説明
15 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	9 企画費補助金	38,794	事業費 38,794

歳出

款	項	目	説明
2 総務費	1 総務管理費	18 特別定額給付金給付事業費 38,794	10 特別定額給付金給付事業 38,794
			02 飯田市新生児育児応援支援金事業 38,794
			需用費 40
			役務費 260
			委託料 4,234
			使用料及び賃借料 10
			負担金補助及び交付金 34,250

8. 事務対応 特別定額給付金担当職員が担当する。

飯田市通所系サービス事業者等感染症拡大防止対策支援事業補助金（案）の概要について（3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費）

1 経過

全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護サービスの利用を控える方が増えている。当市においても介護サービスのうち通所系サービス及び短期入所系サービスにおいては、令和2年4月提供分の介護請求額を前年同月と比較すると、サービス全体で減額となっている。

これらのサービスは感染者が判明した時点で事業所の休止も想定されるため、事業者、利用者ともに感染予防対策に細心の注意を払って事業を継続している現状である。サービス事業者の経営等にも相当な負担がかかっていることが想定され、事業全体の安定的提供面からも、何らかの支援の必要性が生じている。

2 目的

国は、これらの通所系サービス事業者等における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適正に評価し、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする臨時的な取扱いを発出しているが、課題もあることから、これに相当する額を市が事業者に補助金交付することにより、必要な通所系サービス等を継続的に提供できるように支援する。

3 補助対象者

- (1) 通所系サービス事業者 市内 67 事業所
通所介護 19、通所リハビリテーション 8、地域密着型通所介護 27、認知症対応型通所介護 13、介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護に同じ）
- (2) 短期入所系サービス事業者 市内 20 事業所
短期入所生活介護 14、短期入所療養介護 6

4 補助金額見込及び対象期間

- (1) 見込額 81,000 千円（9,000 千円×9カ月）
- (2) 対象期間 令和2年7月～令和3年3月サービス提供分

裏面あり

5 国の臨時的な取扱い

国は6月に入り、通所系サービス事業者と短期入所系サービス事業について、利用者から事前同意を得ることを条件に、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする臨時的な取扱通知を発出している。

■通所系サービスでは、一定の条件のもと2段階上の介護サービス請求の算定を認めた。

●通所介護の例（通常規模型・要介護3の場合）

実際の報酬区分	単位数	上限月4回まで	2区分上位の報酬区分	単位数
6時間以上7時間未満	784単位	⇒	8時間以上9時間未満	902単位

●通所リハビリテーションの例（通常規模型・要介護3の場合）

実際の報酬区分	単位数	上限月2回まで	2区分上位の報酬区分	単位数
5時間以上6時間未満	803単位	⇒	7時間以上8時間未満	993単位

実際の報酬区分	単位数	上限月4回まで	2区分上位の報酬区分	単位数
6時間以上7時間未満	929単位	⇒	8時間以上9時間未満	1,043単位

■短期入所生活介護、短期入所療養介護では、提供するサービス日数を3で除した数（端数切上げ）回数分について、緊急短期入所受入加算（1日90単位）の算定を認めた。

[国の臨時的な取扱いの課題]

- ・サービス事業者から利用者に対して通常とは異なる介護報酬を請求する明確な根拠を示すことができない。
- ・利用者も負担割合に応じた自己負担額の増額に同意する必要がある。
- ・利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者と得られない利用者間で不公平が生じる場合がある。
- ・既に利用者が給付限度額ぎりぎりのサービス提供を受けている場合に、臨時的扱いにより限度額を超えた部分は、利用者の10割負担となる。

「新しい生活様式」定着支援補助金(案)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者が取り組む「新しい生活様式」に対応した感染予防の設備整備等に要した経費を助成します

対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・市内に事業所を有する中小企業及び個人事業者・日常的に対人販売や対人サービスを行っている業種 小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、療術業、運輸業など
対象経費	<p>令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費</p> <p>【対象項目】</p> <p>①衛生設備 飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサイン、消毒設備、空気清浄機(ウイルス対策可能なもの)、換気機能付きエアコン、非接触体温計、セルフレジ・キャッシュレス化対応機器、非接触自動水栓 など</p> <p>②衛生用品(②単独での申請は認められません) フェイスシールド、防護服、マスク(マスクケース含む)、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、洗剤、漂白剤 など</p> <p>※国等が行う支援制度に申請した経費は、対象になりません</p>
補助金額	<p>1事業者あたり 上限10万円(1事業者1回限り)</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率 8/10・複数の店舗等を経営する場合は上限20万円
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>申請書兼実績報告書・請求書、誓約書<input type="checkbox"/>取組に要した経費の領収書・レシートの写し、取組の状況が確認できる写真<input type="checkbox"/>振込口座の通帳の写し、営業活動を証する書類の写し、本人の確認書類の写し(個人事業主の場合)
申請方法	<p>新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、下記まで郵送で申請してください</p> <p>申請書はホームページに掲載しますので、印刷してご記入ください</p>
申請期間	8月17日(月) から11月16日(月)まで(消印有効)
申請先 問い合わせ先	<p>〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地 飯田市産業経済部 産業振興課 新しい生活様式定着支援補助金担当 電話 0265-22-4511 内線 3511~3514</p>

学校運営支援の概要

R2. 8. 4 学校教育課

1 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る事業 (36,000 千円)

(1) 学校保健特別対策事業費補助金 (国 1/2 補助事業)

国補助事業の内容	補助対象経費	想定経費
○感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするための取組みを実施するにあたり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校活動に要する経費を補助 (児童生徒数により 1 校あたり 500 千円から 1,000 千円) (予算を学校に配分する)	①児童生徒・教職員の感染症対策に必要なとなる物品等の購入、夏季休業期間短縮に伴う熱中症対策に係る経費	消毒液、マスク、非接触体温計、使い捨て手袋、サーキュレーター、扇風機、フェスシート [®]
	②児童生徒の学びの保障のため、感染症の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際の経費	プロジェクター、ビデオカメラ、テレビモニター、校内放送設備、カメラマイク等

(2) 学校配分予算額

児童生徒数	1～300 人	301～500 人	500 人以上
配分予算額	1,000,000 円	1,500,000 円	2,000,000 円
校数	18 校	4 校	6 校

2 スクール・サポート・スタッフ追加配置事業 (3,458 千円)

(1) 概要

未指導分の補習等への対応により教員の業務の増加が見込まれる中、教員が児童生徒の学びの保障に注力できるよう、教室の消毒作業などの業務を支援するスクール・サポート・スタッフを追加配置する。

(2) 担当業務

- ・教室内の換気や清掃、消毒等の感染症対策
- ・児童生徒の健康観察のとりまとめ作業
- ・家庭との連絡業務増加に伴う補助 (資料作成補助等) 等

(3) 勤務時間・賃金単価等

年間上限時間 : 530 時間 (1 日 4 時間、週 20 時間、8 月～3 月)
賃金単価 : 932 円 (県事業と同額設定)

(4) 県による配置（国 1/3、県 2/3）

①	スクール・サポート・スタッフが配置されている学校	県の通常事業による配置済
	< 9 校 > 丸山小、松尾小、竜丘小、伊賀良小、鼎小、上郷小、緑中、旭中、高陵中	
②	令和 2 年度 8 月から、県の追加配置事業により配置される学校（標準学級数 6 学級以上）	県の新規追加配置（配置対象校に係る学級規模の引き下げは本年度限り）
	< 12 校 > 追手町小、浜井場小、座光寺小、三穂小、山本小、下久堅小、川路小、龍江小、西中、東中、竜峡中、鼎中	

(5) 市による追加配置（市単独）

①	今回の県の追加配置事業では、スクール・サポート・スタッフが配置されない学校	県により配置されない 7 校について市で設置
	< 7 校 > 千代小、千栄小、上久堅小、上村小、和田小、竜東中、遠山中	
	配置開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 準備ができた学校から 8 月 5 日以降順次配置。 遅くとも 2 学期開始（8/20 頃）には全 7 校配置予定。

3 夏休み短縮に伴う会計年度任用職員人件費（10,974 千円）

(1) 概要

小中学校夏休みの短縮（概ね 10 日）に伴う、学校に勤務する飯田市費パートタイム会計年度任用職員の勤務日数増加分の人件費

(2) 担当職種等

教育支援指導主事、特別支援教育支援員、中間教室適応指導員、外国籍児童生徒支援員、日本語指導者、外国語指導助手、用務員、学校事務、学校司書、調理員、給食リフト要員

(3) 該当人数

142 人（日額報酬×10 日分）